

新型コロナウイルス感染症にかかる 市主催行事等の開催における留意事項

(令和 2.5.15)

屋内・屋外共事項	<ul style="list-style-type: none">・入場者数を制限し、滞在時間を短時間とする。・来場者の連絡先の登録、確認を実施する。・来場者の健康チェック(検温・マスク着用の確認)を実施する。・可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用する。・入場券販売、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所などは、列の間隔を確保するための床サイン等を実施する。・大声での発声、歌唱または近接した距離での会話が想定されないこと。・マイクの使いまわしは避ける。・多数の人が触れる場所は、重点的に消毒を実施する。・人と人との距離を安定して確保できない場合は、原則開催を控える。・無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかける。・主催者や来場者に対して、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用を行うよう徹底する。(施設使用申請時の説明、チェックリストの提出等)
屋内	<ul style="list-style-type: none">・多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施する。 (受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ、共有物等)・利用者への呼びかけを実施する。(ポスター掲示、放送等)・当分の間、参加者数 100 人以下、かつ収容人数の半分以下の参加人数に限り実施する。・グループ討論、ワークショップ方式の講座などは避ける。
屋外	<ul style="list-style-type: none">・遊具、アトラクションに関する感染防止対策(遊具等使用後の手洗い励行周知等)を実施する。・多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施する。 (自動販売機のスイッチ、屋外トイレのドアノブ・流水レバー、遊具等)・利用者への呼びかけを実施する。(ポスター掲示、放送等)・当分の間、参加者数 200 人以下、かつ人と人との距離(2m)を十分確保できるものに限り実施する。・屋内に比べて不特定多数が集まることが予測されるため、会場整理を行う職員を十分に配置する。・レクリエーション、対面式の運動などは避ける。